特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税及び保険料の納付管理に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南会津町は、地方税の納付管理に関する事務の執行に当たり、特定個人情報ファイルを取り扱うことにおける、漏えいその他の事態を発生させるリスクを十分認識し、そのリスク軽減のための適切な措置を講ずることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税及び保険料の納付管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、 業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約を含めること で万全を期している。

評価実施機関名

南会津町

公表日

令和4年2月28日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

- 1747CE 114 TW						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	地方税及び保険料の納付管理に関する事務					
②事務の概要	・地方税法等の規定に則り、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料、子ども・子育て支援の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①収滞納状況の照会②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼③納付書等の返戻④口座情報の管理、異動、照会					
③システムの名称	収納消込システム統合宛名システム					
2 特定個人標報ファイル	2					

2. 特定個人情報ファイル名

納付情報ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68,94項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条、第46条、第50条
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
	<選択肢>

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人	第二(27の項、82の項、94の項、116の項) を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)
	■情報提供は実施しない	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務課 〒967-0004福島県南会津郡南会津町田島字後原甲3531番地1 160241-62-6100

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 税務課 〒967-0004福島県南会津郡南会津町田島字後原甲3531番地1 Le 0241-62-6110

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和4年2月1日 時点					
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か]4年2月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目 2) 基礎項目 3) 基礎項目	評価書 評価書及び重点項目評価書 評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、そ	れぞれ重点項目	評価書又は全項目評価書にお	いて、リスク対策の詳細が記載					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分でも	5る]	<選択肢> 1)特に力をん 2)十分である 3)課題が残	入れている る されている					
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分でも	5る]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分である 3) 課題が残る。	5					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分でも	56]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分である 3) 課題が残	3					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[0]委託しない					
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を2)十分である 3)課題が残	入れている る されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネ	ットワークシステ		[]提供・移転しない					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分でも	5る]	<選択肢> 1)特に力をシ 2)十分である 3)課題が残	入れている る されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手	=) []接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分でも	5る]	<選択肢> 1)特に力をん 2)十分である 3)課題が残	5					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分では	5る]	く選択肢> 1) 特に力を2 2) 十分である 3) 課題が残	入れている る されている					
7. 特定個人情報の保管・2	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分でも	5る]	<選択肢> 1) 特に力をん 2) 十分である 3) 課題が残	5					
8. 監査									
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査 [〕外部監査					
9. 従業者に対する教育・점	外 発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っ	ている]	<選択肢> 1)特に力を <i>)</i> 2)十分に行・ 3)十分に行・						

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	表紙 公表日	平成27年5月17日	令和元年6月28日	事後	
令和1年6月28日	評価担当部署	税務課長 税務課長 五十嵐正雄	税務課 税務課長	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ1.いつ時点の計数か	平成27年1月15日	平成31年1月15日	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ1.いつ時点の計数か	平成27年1月15日	平成31年1月15日	事後	
令和4年2月28日	表紙 公表日	令和元年6月28日		事前	
令和4年2月28日	I 1.事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻	・地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動 車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び 後期高齢者医療保険料、子ども・子育て支援の 収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整 理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用す る。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻 ④口座情報の管理、異動、照会	事前	
令和4年2月28日	I 1.システムの名称	収納消込システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	収納消込システム 統合宛名システム	事前	
令和4年2月28日	I 3.法律上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第 2,16,17,24,30,59,68項 並びに内閣府・総務省令第16条、第24条、第46 条、第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68,94項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第16条、第24条、第46条、第50条	事前	
令和4年2月28日	I 4.法律上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,37,40,42, 48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80, 84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,1 14,115,116,117,120の項 内閣府・総務省令第7号 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第 10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21 条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、 第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第 40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50 条、第51条、第54条、第55条、第58条、第59条 【情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の 27,42,44,45,82,94の項 内閣府・総務省令第7号第20条、第25条、第47 条	■情報照会は実施する。 番号法 第19条第8号 別表第二(27の項、 82の項、94の項、116の項) 行政手続における特定の個人を識別するため	事前	
令和4年2月28日	Ⅱ1.いつ時点の計数か	平成31年1月15日	令和4年2月1日	事前	
令和4年2月28日	Ⅱ1.いつ時点の計数か	平成31年1月15日	令和4年2月1日	事前	

に係る説明			